

出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 2番 | 桜場政行 | 君 | 3番 | 吉田和夫 | 君 |
| 4番 | 秋本好則 | 君 | 5番 | 斎藤義勝 | 君 |
| 6番 | 平間奈緒美 | 君 | 7番 | 佐々木裕子 | 君 |
| 9番 | 安部俊三 | 君 | 10番 | 佐々木守 | 君 |
| 11番 | 広沢真 | 君 | 12番 | 有賀光子 | 君 |
| 13番 | 水戸義裕 | 君 | 14番 | 舟山彰 | 君 |
| 15番 | 白内恵美子 | 君 | 16番 | 我妻弘国 | 君 |
| 17番 | 高橋たい子 | 君 | 18番 | 加藤克明 | 君 |

欠席議員（1名）

| | | |
|----|------|---|
| 1番 | 平間幸弘 | 君 |
|----|------|---|

説明のため出席した者

町長部局

| | | |
|---------------------|------|---|
| 町長 | 滝口茂 | 君 |
| 副町長 | 水戸敏見 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 相原健一 | 君 |
| 総務課長併 選挙管理委員会書記長 | 加藤秀典 | 君 |
| まちづくり政策課長 | 鈴木仁 | 君 |
| 財政課長 | 宮城利郎 | 君 |
| 税務課長 | 関場孝夫 | 君 |
| 町民環境課長 | 鎌田和夫 | 君 |
| 健康推進課長 | 佐藤浩美 | 君 |
| 福祉課長 | 平間清志 | 君 |
| 子ども家庭課長 | 鈴木俊昭 | 君 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 農政課長 併 農業委員会事務局長 | 瀬戸 諭 君 |
| 商工観光課長 | 斎藤 英泰 君 |
| 都市建設課長 | 水戸 英義 君 |
| 上下水道課長 | 畑山 義彦 君 |
| 槻木事務所長 | 五十嵐 眞祐美 君 |
| 危機管理監 | 安彦 秀昭 君 |
| 税収納対策監 | 佐藤 芳 君 |

教育委員会部局

| | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 船迫 邦則 君 |
| 教育総務課長 | 伊藤 良昭 君 |
| 生涯学習課長 | 相原 光男 君 |
| スポーツ振興課長 | 石上 幸弘 君 |

その他の部局

| | |
|--------|---------|
| 代表監査委員 | 大宮 正博 君 |
|--------|---------|

事務局職員出席者

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 平間 雅博 |
| 主 査 | 佐山 亨 |

議事日程 (第6号)

平成29年3月2日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第45号 平成29年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第46号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第47号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第48号 平成29年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第49号 平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第50号 平成29年度柴田町土地取得特別会計予算
- 第 8 議案第51号 平成29年度柴田町水道事業会計予算

- 第 9 議案第 65 号 平成 28 年度町道槻木 169 号線外 44 路線道路補修工事（町道船迫 2 号線外）請負契約について
- 第 10 議案第 66 号 平成 28 年度町道富沢 16 号線道路改良その 2 工事請負契約について
- 第 11 議案第 67 号 平成 28 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3 号棟北側通路）請負契約について
- 第 12 議案第 68 号 平成 28 年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区 5 号調整池整備工事請負契約について
- 第 13 意見書案第 7 号 農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書
- 第 14 意見書案第 8 号 「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書
- 第 15 意見書案第 9 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書
- 第 16 陳情第 5 号 国民年金等の削減をやめ最低保障年金制度創設等に関する意見書提出を求める陳情
- 陳情第 6 号 東日本大震災による被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情
- 陳情第 7 号 農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書採択を求める陳情
- 陳情第 8 号 平成 29 年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が1番平間幸弘君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木守君、11番広沢真君を指名いたします。

日程第2 議案第45号 平成29年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第46号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第47号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第48号 平成29年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第49号 平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第50号 平成29年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第8 議案第51号 平成29年度柴田町水道事業会計予算

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第45号平成29年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第46号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第47号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、日程第5、議案第48号平成29年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第49号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第50号平成29年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第8、議案第51号平成29年度柴田町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

議案第45号から議案第51号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、水

戸義裕委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、水戸義裕君の登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（水戸義裕君） おはようございます。

それでは、予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る2月24日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第45号平成29年度柴田町一般会計予算、議案第46号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第47号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算、議案第48号平成29年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第49号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第50号平成29年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第51号平成29年度柴田町水道事業会計予算の7カ件については、2月24日、特別委員会を招集し、27日から3月1日まで関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第45号から議案第51号までの平成29年度柴田町各種会計予算7カ件は、いずれもこれを原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長、水戸義裕。

○議長（加藤克明君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により省略いたします。

これより討論に入ります。

議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は会計ごとに行います。

議案第45号平成29年度柴田町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第45号平成29年度柴田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第46号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第47号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号平成29年度柴田町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第48号平成29年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第49号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号平成29年度柴田町土地取得特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第50号平成29年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号平成29年度柴田町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第51号平成29年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 平成28年度町道槻木169号線外44路線道路補修工事
(町道船迫2号線外) 請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第65号平成28年度町道槻木169号線外44路線道路補修工事（町道船迫2号線外）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第65号平成28年度町道槻木169号線外44路線道路補修工事（町道船迫2号線外）請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの道路補修工事につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業を活用し実施する道路補修であり、経年劣化により舗装面に凹凸やひび割れが生じていることから、通行者の安全を確保するため、工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、1月24日に制限付一般競争入札の入札公告を行い、2月10日に入札執行いたしました。

入札参加者は、東北ニチレキ工事株式会社、日広建設株式会社、株式会社四保工務店、ニチレキ株式会社宮城営業所、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、日広建設株式会社と7,776万円で工事請負仮契約を2月15日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める

ものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長、どうぞ。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第65号平成28年度町道槻木169号線外44路線道路補修工事（町道船迫2号線外）請負契約につきまして説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度町道槻木169号線外44路線道路補修工事（町道船迫2号線外）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして7,776万円になります。

4の契約の相手方は、角田市角田字錦町14番地2、日広建設株式会社です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第65号関係資料の1ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、参加資格を県内に本店及び支店が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに建設業法による県の舗装の総合評価値が700点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者2者、町外業者3者の計5者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった5者について、2月6日の指名委員会におきまして資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月10日、予定価格につきましては、消費税抜きで7,882万円、最低制限価格は消費税抜きで6,305万6,000円です。2月15日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成29年3月17日までとなります。

入札の経過につきましては、1回目で日広建設株式会社が7,200万円で落札し、契約金額は、議案書のとおり入札価格に消費税を加算した7,776万円となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議案第65号の工事概要を申し上げたいと思います。

関係資料の3ページをごらんください。

まずは図面の説明でございます。左側には工事場所を示します位置図、中央に標準断面図、右側には工事概要を記載してございます。

最初に工事場所ですが、左側の位置図の赤色の実線で示している場所となります。今回は2路線の舗装補修でございます。1路線目が町道船迫2号線です。路線内3区間の工事を予定しています。1つ目、本船迫側、あと真ん中が船迫字太子堂側、それから2号線の終点でございます成田側となります。2路線目です。図面左下ですが、町道中名生12号線でございます。ちょうど場所でございますと阿武隈急行の高架部ということになります。

工事の内容です。

最初に町道船迫2号線でございます。真ん中の上側です。標準断面図にありますように舗装版を一度切削をしまして、その後にセメントを添加して、スタビライザーという機械でもって攪拌をして路盤をつくります。その上に舗装を行うものでございます。

次に中名生12号線ですが、現道の舗装、こちらは取り壊しをした後、船迫2号線と同じようにセメント安定処理により路盤をつくりまして、その上に舗装を行うというものでございます。

それぞれの路線の工事概要です。右側の工事概要をごらんください。

町道船迫2号線です。施工延長883.7メートル、表層工、これ舗装ですが、厚さは5センチメートルです。再生密粒度アスコンを使用します。面積については6,760平方メートルとなります。上層路盤工が、これ先ほどセメントで攪拌する部分です。厚さが15センチメートルの仕上がりとなります。面積については同じく6,760平方メートルです。さらに最後、区画線を2,281メートル施工いたします。

続きまして、町道中名生12号線です。施工延長が249.3メートルでございます。表層工が再生密粒度アスコンの厚さ5センチメートル、面積が2,220平方メートルとなります。上層路盤工が厚さこちら10センチメートルでございます。面積が2,220平方メートルです。区画線が661メートルとなります。

以上が工事概要となります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

まず最初に、震災以後いろいろ工事内容が混んでいるっていう話を聞いていたんです。工事内容、やる人がいないとか、その工事内容が大変タイトだっていうふうに聞いていたんですけども、今この舗装する方々の仕事の量っていうのはどういうことかっていうことが1点と、契約期間を見るとかなり短くなっているんですが、これで大丈夫なのかっていうことをついでに教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず1点目、やる人がいないのではというご心配でございますけれども、実は大手さんが新聞紙上あるいはテレビで言われているとおり、長期間の指名停止になっている業者も大手さんがおります。先日も河北新報あたりには大きく見出しでもって出ていたところですが、沿岸部ですね。沿岸部についても舗装については実は需要があるわけではございますが、いずれも3月末までの工期となって進めているようです。うちのほうで仕事の状況その都度業者にも確認しまして、県あたりにも、土木事務所あるいは本課の道路担当部局にも確認したところ、請け負ってはいるものの、仕事量については通常にこなせる量であろうということでの把握ができていているということでございます。

あと、ご心配の期間でございますが、2月補正の繰越明許のほうにも載ってございましたが、説明すればよかったです。3月17日のところを5月末までいただきたいというふうに思っていたところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号平成28年度町道槻木169号線外44路線道路補修工事（町道船迫2号線外）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 平成28年度町道富沢16号線道路改良その2工事請負
契約について

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第66号平成28年度町道富沢16号線道路改良その2工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第66号平成28年度町道富沢16号線道路改良その2工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、防災・安全社会資本整備交付金事業を活用し、平成25年度から道路改良工事を実施しております。本工事につきましては、橋台底部及びその周辺に地盤改良を実施するため、工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、1月24日に制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、2月10日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と1億4,256万円で工事請負仮契約を2月15日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第66号平成28年度町道富沢16号線道路改良その2工事請負契約につきまして説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度町道富沢16号線道路改良その2工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億4,256万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社四保工務店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第66号関係資料の1ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本店が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者4者、町外業者1者の計5者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった5者について、2月6日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

次に、2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月10日、予定価格につきましては、消費税抜きで1億3,517万8,000円、最低制限価格は消費税抜きで1億814万2,400円です。2月15日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成29年3月17日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については、価格以外の評価点(A)が10点、価格評価点(B)が90点となり、総合評価点(A+B)は満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の丸敏建設株式会社と3番の株式会社竹有土木が4点、2番の株式会社四保工務店と5番の株式会社松浦組については10点、4番の株式会社八重樫工務店については5点となりました。

次に、価格に関する評価では、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものが総合評価の対象となります。今回の入札では、1番の丸敏建設株式会社、2番の株式会社四保工務店、4番の株式会社八重樫工務店の3者がこの範囲内に入り、3番の株式会社竹有土木と5番の株式会社松浦組については対象外となります。最低入札価格1億3,200万円で応札しました株式会社四保工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には株式会社四保工務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し、丸敏建設株式会社が88.92点、株式会社八重樫工務店が88点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の丸敏建設株式会社が92.92点、2番の株式会社四保工務店が100点、4番の株式会社八重樫工務店が93点となり、総合評価点の最も高い株式会社四保工務店が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、議案第66号の工事概要を申し上げます。

関係資料3ページをお開きください。

最初に図面についてございます。

左下に位置図を記載しております。工事場所は、槻木字中居前地内となります。

その他の図面でございますが、左上に平面図です。中央部に側面図、右側には地盤改良の詳細図を記載しています。

本工事につきましては、槻木五間堀川にかかる橋梁の右岸側、橋台の堤防及び周辺の地盤改良を行うものでございます。改良範囲につきましては、橋梁底部から深さ6メートル、横幅については16.8メートルの範囲となります。全体のボリュームは680リューベとなります。図面にあらわしますと、ちょうど半円のセメント系構造体、縦1.2メートル、それから横2.4メートルの半円状が30個ほどできるイメージでございます。

地盤改良の工法ですけれども、工事概要にも記載しているとおり、高圧噴射攪拌方式といたしまして、改良マシンのノズルからセメント系の超高压硬化剤を噴射しまして、振動させながら地盤改良体をつくっていくというものでございます。

以上が工事概要となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号平成28年度町道富沢16号線道路改良その2工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 67 号 平成 28 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3号棟北側通路）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第67号平成28年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3号棟北側通路）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第67号平成28年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3号棟北側通路）請負契約についての提案理由を申し上げます。

二本杉町営住宅建替事業は、平成12年度から進めてまいりました。これまでに北船岡町営住宅1号棟から3号棟まで168戸の住戸建設が完了しております。本工事は、北船岡町営住宅1号棟、2号棟、3号棟の駐車場及び3号棟の北側通路を整備するため、工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、1月24日に制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、2月10日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億1,556万円で工事請負仮契約を2月15日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第67号平成28年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3号棟北側通路）請負契約につきまして説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

この工事案件につきましても、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3号棟北側通路）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億1,556万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第67号関係資料の1ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本店が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者4者、町外業者1者の計5者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった5者について、2月6日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

次に、2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月10日、予定価格につきましては、消費税抜きで1億1,285万2,000円、最低制限価格は消費税抜きで9,028万1,600円です。2月15日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成29年3月17日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

先ほどの工事案件議案第66号と同様に、価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点（A+B）は満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の丸敏建設株式会社と3番の株式会社竹有土木が4点、2番の株式会社四保工務店と5番の株式会社松浦組については10点、4番の株式会社八重樫工務店については5点となりました。

次に、価格に関する評価につきましては、1番の丸敏建設株式会社、2番の株式会社四保工務店、3番の株式会社竹有土木、5番の株式会社松浦組の4者が総合評価の対象となります。最低入札価格1億700万円で応札しました株式会社松浦組に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、丸敏建設株式会社が86.14点、株式会社四保工務店が85.98点、株式会社竹有土木が89.17点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の丸敏建設株式会社が90.14点、2番の株式会社四保工務店

が95.98点、3番の株式会社竹有土木が93.17点、5番の株式会社松浦組が100点となり、総合評価点の最も高い株式会社松浦組が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、議案第67号の工事概要を申し上げたいと思います。

同じく関係資料3ページをお開きください。

最初に図面についてです。左下に位置図、それから左上には平面図、中ほどの下に駐車場部とそれから通路部の舗装構成図、右側に駐車区画標準図、右下には工事概要を記載してございます。

本工事につきましては、提案理由で町長が申し上げたとおり、北船岡町営住宅1号棟、2号棟、3号棟の駐車場及び3号棟北側通路の整備を行うものでございますが、次に工事概要のほうをごらんいただきたいと思います。右の下側でございます。

整備面積です。6,680平方メートルでございます。次に舗装でございますが、駐車場部につきましては、厚さ5センチメートルの透水性舗装を予定してございます。面積は5,600平方メートルです。続いて通路についてですけれども、こちらも同じような透水性をもったインターロッキングブロックを予定してございます。面積については710平方メートルです。続いて排水工ですが、平面図で赤色の点線で表示している箇所に落蓋式U型側溝、一部は暗渠構造となります。続いて駐車台数です。入居者用が、入居世帯と同じ数です、168区画。来客用として10区画予定してございます。そのうち5台分の車椅子使用者対応用を設けてございます。その駐車場の区画です。図面右上の駐車区画標準図をごらんください。左側が一般用でございます。横幅が2.5メートル、縦幅が5メートルです。右側が車椅子使用者対応用です。横幅3.5メートル、縦幅が5メートルを予定してございます。さらにごみ集積所です。棟ごとに1カ所ずつの3カ所。あとは照明設備です、LED外灯を9基設置します。あと平面図に記載していませんでしたが、出入り口については東西に1カ所ずつの2カ所を設置いたします。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

この今の説明の中で、1号棟、2号棟、3号棟の駐車場という形、お話だったんですが、1号棟の北側にも今1号棟に入居されている方の駐車場があると思いますが、それについてどういうふうな扱いがされてくるのかということが1点。

それと、これだけ大きい面積になってくると、1号棟、2号棟、3号棟、これから4号棟入ってきますが、もう1つの新たなニュータウンっていう形が自然とでき上がってくるんですよ。そうしていったときに、これを全部このアスファルト舗装をしちゃうということは、かなり無機質な感じを与えてくると思うんですけども、例えば1号棟の真ん中に排水工で囲まれた三角形の部分なんかありますけれども、直接駐車に関係ないところは、例えば植栽するスペースを残すとかですね、そういうことは考えられないのかっていうことが2点目です。

それと最後なんですけど、透水性アスファルトをやるんですけども、目詰まりをかなり起こしているというところも聞いているんですけど、そうするとこれの中の清掃とかそういうことを、これからメンテナンスをやっていくときにそれなりに準備しなくちゃいけないと思うんですけど、そういうことはどういうふうにご検討されているかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 最初に北側、確かに今1号棟、2号棟、3号棟の方々については、いわゆるイオン側の砂利道部分の駐車場ということで仮の駐車場を使用してございます。ここに整備が完成すれば、いわゆる普通財産扱いとなるということで考えているということでございます。

それから2番目です。確かに秋本議員のおっしゃるとおりなんですけど、透水性舗装することによって、いわゆるヒートアイランド現象とかそういったことも防げるということもありますし、いわゆる植栽スペース等を設けた場合に見通しの問題、いわゆる維持管理の面もありますけれども、見通しについてはどうかとさまざまな疑問も出てきますので、まずは当初設計段階でのご提案については舗装させていただいてということで考えています。ただこの工事をする際に、1号棟、2号棟、3号棟の入居者はもちろんのこと、地元の行政区長さんを初め、説明会を実施しますので、さらにいい意見が出れば、改良できる点については変更で、もし対応できればというふうにも考えています。

それから3点目、確かに透水性舗装については目詰まりとかそういうことは考えられます。さまざまな工夫はしていますけれども、フィルター層なんか設けてということでも考えているんですけど、将来的には目詰まりの部分に専門の機械でもって清掃行為に及ぶとか、そういったことは確かに状況によっては出てくるんだろうというふうにも考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、1号棟の北側の今砂利敷きになっているところについて

は、これから別途何かの計画を立てておられるのかっていうことをちょっと確認したいということと、それと植栽計画なんです、見通しが悪くなるっていうのはその植え方によると思うんですよね。例えば小さい低木を買っていけばそれほどでもないし、逆にそこで出るメリットのほうが大きいかなと思いますので、これはぜひ検討していただきたいと思います。

それと3点目の透水性のやつなんです、私の知っているところでいくと、例えば駐車場にやるときには必ずタイヤが泥を運んできますので、かなり早い期間に目詰まりを起こしてしまうということで、私の知っている住宅団地のほうでは、掃除機で掃除するぐらいのメンテナンスをやっているんです。それでそこに入るときに全部タイヤの泥を落とすような工夫をしていったりとか、そこまでやってもどうしても目詰まりを起こすということがありますので、かなりこの舗装自体が普通のやつよりも高い舗装になりますので、ぜひこれが機能がずっと伸びるように、すぐに目詰まり起こしちゃって普通のアスファルトと同じような形になってしまったんでは高い舗装をする意味がなくなっちゃいますので、そこもちょっと加味していただければと思います。

以上です。利用状況、1号棟北側のね。どういう考えを持っているかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今後の利用でございますけれども、実際1号棟、2号棟、3号棟については、1台目の車ばかりではなくて、実は2台目あるいは3台目っていう人も実はございます。この計画が168台、さらに来客用が10台ということですが、場合によっては当然入居者で2台目もっと欲しい、あるいは隣に社会福祉施設などもございますから、そういった場合当然お貸しするようになるんだろうというふうに思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、今回の工事概要の中にごみ集積所設置工3カ所ってありまして、図面1号棟、2号棟、3号棟というふうには書いてあるんですが、これは例えば1号棟や2号棟っていうのは既存のものがあって、さらに新しくまたこの3カ所を設けるということなのか。それでお聞きしたいのは、町営住宅にも高齢者の方がかなりお住まいでございますので、この場所で例えば遠過ぎるっていうような意見っていうのは出てこないかっていうことです。

2点目は、この図面赤く塗ってあるところという、左側と右側っていう言い方しますが、真ん中は通り抜けできないわけですよね、これ。先ほど出入り口は2カ所設けるっていうふうに、図面でもわかりますが、この真ん中はお互い通り抜けはできないっていうか、そういうふ

うにもうできないのかって私お聞きしたいんですけれども、可能であればお互い通り抜けって
いうのができないかどうかという事です。

それから3点目は、来客用が10区画って書いてあります。私もたまに1号棟や2号棟に行っ
て、正直行って来客用っていうのわかりにくっていうんですかね。入居者はもう自分の何番
とかってわかっている。ところが初めて行ったお客さんが、あれどこにとめていいのかってい
ったら、なれた人はもう来客用ってあそこだなってわかるんですけれども、今の1、2号棟の
現状からしても、今度新しくこの3号棟前につくる場合に、もっと来客用っていうのがわかる
ような表示っていうんでしょうか、要望に近いんですけれども。

以上3点です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、ごみ集積所のお話ですけれども、現在1号棟、2号棟の
北側の部分に既存の集積所がございます。それでたまたま空きスペースといいますか、こうい
ったところだったら最も近くなるのではないかという想定のもとには実は入れているんですね。
ごみの関係については、一番かわりあるのが当然行政区長さん、それから1号棟、2号棟、
3号棟関係の自治会組織の皆さんでございますので、当然位置は図面上はここに決定はしてい
るものの、今後大いに詰めていかなければならないということで認識してございます。高齢者
が遠いかどうかというのは、確かに遠いと言われれば遠いですし、最も近いところが一番いい
んですけれども、その辺も自治会なり行政区長さんと詰めさせていただきます。

それから真ん中です。通り抜けどうなんだろうかということですが、ちょうどこの1号棟、
2号棟の間については通路部となってございますので、人の出入りはできるんでございませ
が、真ん中は車の通り抜けはご勘弁願いたいなというふうに考えています。インターロッキ
ングブロックで、1号棟、2号棟の脇、既存のインターロッキングブロックでずっと施工してご
ざいますので、車の出入りについては勘弁してほしいというふうに思っています。ただ、人だ
けは間違いなく当然通り抜けはできるということでございます。

あと来客用です。今までも確かに、舟山議員がおっしゃるとおり、わかりづらいということ
は私たちにも伝わっています。どこの町営住宅の駐車場も、例えば入居者が置いていたりとか
ですね、来客者が来たときに置ける場所がなかったりという事態もあったので、今回実は平面
図の右側のほうに番号が記載してございます。1番から10番まで、これが来客者用の駐車場を
予定したんですが、図面の表示についてはしっかりと対応させてもらってわかりやすい表示に
したいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今の最後の来客用っていうのが、何ていうんですかね、初めて来た人がすぐ来客用ってこっちですよっていうふうにわかるように、案内表示っていうんですかね、あればいいですよ。ただ、その車とめるところにここが来客用だってあっても、初めての人がわからないですよ。この出入り口のところに来客用はこっち側ですよっていう表示があればすっといけると。たしか今の1、2号棟はそうになっていないから、どこにとめるのかなって迷うと思いますので。でいいです。

それであとお聞きしたいのは、今の来客用の10番あたりがたしか今少し、何ていうんですか、あいているっていうか、違いますかね。たしか私、私はてっきりあの辺を出入り口にするのかなと思ったんですが、今回はこれ入居者用が168区画っていうことは、入居している方がかなりもう目いっぱい、先ほど場合によっては2台目も希望というようなことで、これは目いっぱいの設計ということで出入り口はここになったのかっていう、ちょっとそこをお聞きしたいんですよ。今はこの来客用の10番あたりが、たしかちょっと出入りできるみたいになっていたように私は思うんで。

最後にちょっとお聞きしたかったのは、入居者から使用料をとるわけですよ、これね。例えば今の1、2号棟前の先ほど秋本議員がいろいろ言いましたけれども、砂利だけ敷いている場合と今度のこの例えば完全舗装した場合で使用料っていうのが違うのか同じなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、出入りについてちょっと説明しなければならないと思ったので、大変申しわけございませんでした。

まず東側、先ほど舟山議員が言われたとおり、字ではなくて1番という表示でございます。ちょうどその下が入り部分になりまして、これ入り部分6メートル確保しているということでございます。それから西側については、ごみ集積所、ごみ集積所と2カ所あるんですが、ちょうど真ん中辺に凹凸マークがございます。そちらの2カ所ということでございます。168台中、現在の状況、3月1日現在でいうと162台。2台目も含めて162台の利用状況になっています。入居者の出入りによってはあと6台しかないということになるんですが、168台に達したら当然北側のほうをお貸しするということになるんだろうというふうに思います。

それから使用料ですけども、現在、北側については砂利敷きでございます。現在は1,500

円、1台当たり1,500円になっています。それが舗装されて仕上がった状況でいきますと、うちの町営住宅の条例に基づいて1台当たり3,000円、今の倍ですね、になるということになります。

○議長（加藤克明君） 再々質問、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号平成28年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅整備工事（駐車場・3号棟北側通路）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第68号 平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第68号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第68号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、鷺沼排水区に関係する区域の浸水被害を解消するため、柴田町と大河原町の両町で実施する公共下水道の雨水事業で、現在、基礎工事などを実施しております。本工事につきましては、調整池の本体工事を実施するため、工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、1月24日に制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式の入札公告を行い、2月10日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社八重

檜工務店、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社八重檜工務店と13億680万円で工事請負仮契約を2月15日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第68号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約につきまして説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

この工事案件につきましても、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして13億680万円になります。

4の契約の相手方は、大河原町字新南20番地の5、株式会社八重檜工務店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第68号関係資料の1ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、参加資格を仙台市と県南地域の4市9町に本店が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者4者、町外業者1者の計5者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった5者について、2月6日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

次に、2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は2月10日、予定価格につきましては、消費税抜きで12億7,536万1,000円、最低制限価格は消費税抜きで10億2,028万8,800円です。2月15日に仮契

約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成29年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきましては、下の段の表で説明をします。

議案第66号及び第67号と同様に、配点については、価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点（A+B）は満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の丸敏建設株式会社が4点、2番の株式会社四保工務店、3番の株式会社竹有土木、5番の株式会社松浦組については10点、4番の株式会社八重樫工務店については7点となりました。

次に、価格に関する評価では、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものが総合評価の対象となりますので、4番の株式会社八重樫工務店と5番の株式会社松浦組の2者が対象となります。最低入札価格12億1,000万円で応札しました株式会社八重樫工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、株式会社松浦組については株式会社八重樫工務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し85.75点となりました。

総合評価の結果は、合計で4番の株式会社八重樫工務店が97点、5番の株式会社松浦組が95.75点となり、総合評価点の高い株式会社八重樫工務店が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 続きまして、工事概要の説明をさせていただきます。

お配りしています資料の3ページをお願いいたします。A3で横長のものになります。

施工場所ですが、左下の位置図の赤く着色した部分が施工箇所になります。それから左上が平面図となりまして、その右側につきましては外周のL型擁壁断面図となります。また下側、位置図の右側につきましては、5号調整池の完成イメージ図となっております。

改めまして5号調整池の全体規模ですが、面積4,800平方メートル、容量が2万7,000立方メートルで、コンクリートづくり、L型擁壁によりますオープン形式となります。

今回着色した部分の工事施工で、調整池全体の約8割が完了する見込みとなります。残り2割程度の工事につきましては、平成31年3月までの完成を目指しております。その後につきましても、大河原町との共同施工によりまして、両町にまたがる鷺沼排水区の雨水整備を実施していくものでございます。

それでは、右下の工事概要をごらんください。

計画貯水量は2万7,000立方メートルで、調整池外壁工が、外周長306.2メートルとなります。主な施工量です。まず土工ですが、掘削及び残土処理として5万2,000立方メートル、次

に躯体設置工といたしまして、高さ9.6メートル、厚さが上部で0.4メートル底部で0.9メートルの現場打ちコンクリートL型擁壁を3段階に分け立ち上げ仕上げてまいります。それが306.2メートル、ボリュームにいたしまして6,101立方メートル施工いたします。次に底盤コンクリートです。貯水槽の底盤部で厚さ0.9メートル、面積1,693平方メートル、ボリュームにして1,524立方メートルを、基礎砕石ならしコンクリート打設後、コンクリートを打ち込むものです。次に、L型擁壁躯体部のくい打ち基礎としまして、直径1.5メートルのくい5メートル、くいの長さ7メートルから10.6メートルを38本、現場で築造いたします。また、管理用通路のくい基礎といたしまして、直径0.3メートル、くいの長さ14メートルから18メートルを32本、既製ぐいで施工いたします。最後の地盤改良工につきましては、図面左真ん中の断面図L型擁壁の下の部分で、L型擁壁躯体部基礎の軟弱地盤の強度を上げるため、1本当たり直径1.7メートルの改良くいを481本施工するものでございます。

施工に当たりましては、通行等の規制が必要となる時期も出てまいりますので、地区住民への周知徹底を図ってまいります。加えまして適時、現在でも説明会を適時開いているんですが、今後も適時地元説明会を開催してお知らせをしていきたいというふうに考えております。

概要については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。**

○4番（秋本好則君） 秋本です。

2点ほどちょっと確認したいところがあります。

ここはもとの八入沼だったと思いますけれども、それで火薬廠関係があったものですから、この掘削土について今まで随分掘っていると思うんですけども、異常がなかったのかどうか。今のところで掘削土についていろいろ問題が出ておりますので、それについてちょっと確認したいと思います。

それとこの工事のいろんな概要については説明されているということなんですが、私がこの周辺を歩いたときに、かなり重機の音とか掘削する音が響いておりまして、近所の方が随分顔をしかめていたのを思い出しますが、そういったことについていつごろまで音問題が出ているとか、振動が出るとか、そのようなことまで説明されているのかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 土種につきましては、土質というか地盤の下の状況につま

しては、現場自体はボーリング調査何カ所かおろしてしまして、そういう今言われているような問題、事項はないというふうに確認しています。ただ、もともとが軟弱地盤というかそういう地帯であることは間違いはないんですが、それなりの施工で対応したいというふうに考えております。

2点目の騒音というかそういう工事関係につきましては、確かに岩盤に到達した際に、重機が動いたときもなんですけれども、多少の振動とか揺れがあった場合がございます。そういう状況もあったので、事前に1週間スパンで工程のお知らせをつくりまして、各戸に、周辺の影響あるところに配らせていただきまして、多少揺れがゼロとはならないんですけれども、協力を促しながら進めている状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、私どもは産業建設常任委員会でも所管事務調査ということで現場を見せていただきました。私、今回のこの提案理由で、現在基礎工事などを実施しているということで、てっきりいろいろ説明してくれた業者がこの本格的な工事もやるとぼっかり思っていましたので、質問の仕方がちょっとあれですかね、これ改めてこの入札をやったということなのか、ちょっとその関係を改めてお聞きしたいと思います。

2点目は、この完成イメージ図もそのとき見せてもらいまして、この調整池の左側のほうに2軒だけ家みたいなのが建っていて、私はこれが管理棟ですかって聞いたら、「いや議員さん、これ民家ですよ」って言われた記憶がございます。お聞きしたいのは、いざ大雨とかが降ってこの調整池に水を入れたりするためのいろんな作業とかっていうか、それをこの図面でいうとどこでどのようにやるかっていうのを、済みませんが素人なもので、これだとこの板とか張ってあるけれども、どこにそういう実際の調整する機械とかがあるっていうのがわかりませんので、改めてこことここですっていうふうにご説明願いたいと思います。

最後は、それで委員会のほうで、主に私が言ったんですが、ここに監視カメラとか、何ていうんですかね、管理カメラって言い方ですけども、現場の状況がわかるようにして、この役場庁舎からその状況を把握するとともに、場合によっては自動的に、作業等はできないのかもわかりませんが、大雨が降って、もしもこの現場まで行けなくなるっていう可能性だってあるわけですよ、もしもその役場の車とかも。だから、そういう遠隔作業っていうんですか、それも必要じゃないかなと思いますので、その点どう考えているかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 1点目につきましては、繰越事業ということで現在進めさせていただいております。それについては周りの止水壁工の築造とか仮設工を主体にして進めてまいりました。お話の内容につきましては、最終的には新たに入札をかけた案件でございます。その工事内容になります。

2点目のイメージ図からのやつなんですけど、流入箇所っていうのがございまして、お配りしましたA3図面の左側上の平面図の下側の左と右の角にちょっと赤い文字で書かれている部分が調整池に流入する管渠になります。ちょっと平面なんで高さ関係がちょっと見えにくいと思うんですが、いわゆる前にもご説明申し上げましたとおり、道路内に箱形の管渠、雨水排水管を埋設するようになります。結局それが最終的には、今お話させていただいた調整池に2カ所流入するような当面計画ということで実施していくものでございます。

それから、実際のできた後の雨水の管理関係、まず監視カメラあったんですが、まず水位計っていう常任委員会でのお話もしか現場であったと思うんですけども、それについては補助事業で対応できるっていうことでの説明をさせていただいたと思います。監視カメラについては今後、まだちょっとその辺の事業自体の検討のほうの確認もできていない状況なので、前向きに今後検討していきたいというふうに考えております。あと、いずれつくようになれば遠隔で見るとするにはもちろんなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） この赤字で書いているのはわかりましたが、実際例えば大雨になって、ここに水を入れざるを得ないっていうことで、ふだん閉めている例えばバルブを緩めて入れるようにするとかっていう、その作業の流れをちょっと改めてお聞きしたいということなんですけど、私からしますとね、一つはね。

あともう一つは、そうすると大雨になったというとき、今のところ例えば監視カメラすぐつけられないとなると、この状況になったということで役場の担当職員がここに行って周りの状況も見ながら状況判断をしてじゃあここに入れようっていう、そういう体制っていうか、当分はそういうシステムなのかどうかをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 雨水量の調節については、基本的には調整池なので、バルブ

とかそういうのはつきません。全的に地区に降った雨は、その管渠を通じて流れ込むものは調整池にそのまま流れ込みます。ただ、最終的には白石川に放流させますので、ポンプ室が、今回は入っていないんですけどもポンプ室をつくって、晴天時というか落ちついたらポンプでかき上げて、最終的には白石川に放流させるということでございます。

あとは2点目については、今の状況からいけば、大雨時対応ということで常時パトロールはもちろん実施するようになります。監視カメラについては前向きには検討しているんですが、ちょっと今の時点ではちょっと明確になっていないので、状況的にはパトロールっていう対応を考えてございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号平成28年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開いたします。

午前10時46分 休 憩

午後10時55分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第13 意見書案第7号 農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書

○議長（加藤克明君） 日程第13、意見書案第7号農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革

を推し進めるための意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番水戸義裕君の登壇を許します。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

ただいま議題となっております意見書案第7号農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書（案）

平成28年11月11日、政府の規制改革推進会議・農業ワーキンググループ（以下、「推進会議」）は、「農業改革に関する意見」を取りまとめた。

その中に、1年以内にJA全農の農産物委託販売の廃止と全量買い取り販売へ転換すること、1年以内にJA全農の購買事業を新組織へ転換し、メーカーに関連部門を譲渡・売却すること、農林中央金庫への事業譲渡により、信用事業を営むJAを3年後をめどに半減させること等が示されている。

その後、推進会議は同月28日の会合で、具体的な改革期限や信用事業譲渡等の提言は見送ったものの、翌29日政府の農林水産業・地域の活力創造本部で「農業競争力強化プログラム」を決定し、政府等がJA全農の自己改革に対し進捗管理を行うことが示された。

本来JA全農及び単位JAは、自主・自立の協同組合であり、民間組織である。「農業協同組合法の理念」に基づき、協同組合組織の自主性が尊重されなければならない。

現在、JA系統は、自己改革を原則として、「農業所得の増大」「豊かな地域づくり」に向け、担い手経営体を初めとする組合員の意見・意向に真摯に耳を傾けながら、「農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革」に取り組んでいる。

よって、国においては、JA組織は、自主・自立の協同組合組織として、組合員が運営権を持つ組合員主権の組織であり、組織としての経営判断は尊重されるべきであることを十分に踏まえ、地域農業・地域経済の発展に資する農業・農協改革となるよう、今後は慎重に対応するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月2日

宮城県柴田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿
内閣官房長官 殿
内閣府特命担当大臣
(規制改革担当) 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第7号農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第14 意見書案第8号 「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第14、意見書案第8号「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番白内恵美子さんの登壇を許します。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第8号「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」

（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書（案）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴って、国から地方自治法第245条の4に基づいて、「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」（平成27年10月2日付総税企第95号ほか）などにおいて、特別徴収義務者に対して発出する通知への納税義務者の個人番号の記載に関する技術的助言がされている。

しかしながら、特別徴収税額通知への個人番号の記載は、郵便物の紛失等による情報漏えいのリスクがあること、また個人番号を記載し、簡易書留で郵送する場合には郵送料が増大するとともに、受け取りまでに日数を要し、特別徴収義務者による徴収事務に支障を来すおそれがある。

よって、政府においては、個人番号に係る情報漏えいを防ぐとともに、事業所側、自治体側の両方の事務での混乱を防ぐためにも、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1、個人番号の記載欄を追加した「決定・変更通知書」（第三号様式）の様式について個人番号欄を削除する、または、変更前の旧様式の使用を当分の間認めるなど、法令等上の必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月2日

宮城県柴田町議会

提出先

総務大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第8号「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載を中止することを求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が総務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第15 意見書案第9号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第15、意見書案第9号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番高橋たい子さんの登壇を許します。

〔17番 高橋たい子君 登壇〕

○17番（高橋たい子君） 17番高橋たい子です。

ただいま議題となっております意見書案第9号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10 a 当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。

しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかです。

私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月2日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第9号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第16 陳情第5号 国民年金等の削減をやめ最低保障年金制度創設等に関する
意見書提出を求める陳情

陳情第6号 東日本大震災による被災者医療等一部負担金免除の継続・復活を求める陳情

陳情第7号 農業者に寄り添った自律的な農業・農協改革を推し進めるための意見書採択を求める陳情

陳情第8号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情

○議長（加藤克明君） 日程第16、陳情に入ります。

2月会議の本日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第7号及び陳情第8号については、さきの日程にてそれぞれの意見書案第7号及び第8号として提出され、可決されておりますので、報告のみの取り扱いといたします。

その他の陳情については、議会運営委員会の協議により、報告のみの取り扱いといたします。

また、要望等である要望第5号については、意見書案第9号として提出され、可決されております。お手元に配付のとおりであります。

これで2月会議に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、任期満了前の最後の議会になるかと思いますので、議会運営基準により勇退される方々からご挨拶をいただきます。それでは、16番我妻弘国君からお願いいたします。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） しばらくぶりに登壇しましたら、周りがすっきりしてすばらしくなったなど、傍聴者の活動のおかげだなど、こう思っております。

私の退任の挨拶を申し上げます。

まず初めに、16年間柴田町議会で活動できたことに、感謝申し上げます。柴田町議員となり4回の選挙を経験しましたが、そのたびに苦しさ、悲しさ、楽しさを味わうことができました。今回は75歳という年齢を考え、引退することを決心しました。

振り返ってみますと、私にとって大きな事件が5つありました。

1点目は、3町合併でした。合併することに決定し、浅野知事を迎えて合併調印をしましたが、大河原町議会は市庁舎が柴田町になるということから反対運動を起こし、合併に至りませんでした。議長として忘れることのできない事件でした。

2点目は、6年前の東日本大震災でした。この役場が壊れたのではないかと思うくらいの激しいものでした。水、電気のない日が続きましたが、役場職員の献身的な仕事はもちろん、住

民のコミュニティの連携が一番大事なことを感じました。

3点目は、しばた千桜橋建設でした。元衆議院議員橋本清仁さんが自宅に来られ、「我妻君、頑張って千桜橋建設予算をつけましたから」の説明にちょっとびっくり、先になってこれ住民投票があるんじゃないかなと、そんなことを思い出しました。

4点目は、禁煙化です。宮城県一番最初に公共施設敷地内禁煙を提案し、同僚の議員に嫌がられました。ことし4月からは役場敷地内禁煙になるそうです。オリンピックまでには、歩きながらの喫煙やレストランなどの禁煙化が進むのではないかと思います。

5点目は、監査委員になったことです。行政の問題に微力ながら改革提案ができたことです。議員で活躍したいと思われる議会の皆さん、ぜひ監査委員を目指していただきたいと思います。

最後に、多くの議員、職員の皆様に、16年間議員在任中のご指導、ご鞭撻に改めて感謝を申し上げます。

私としましては、残りの人生を柴田町のさらなる発展のために微力ながらのご協力を申し上げます、退任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 次に、10番佐々木守君お願いいたします。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守でございます。

このたび、3月31日をもちまして、柴田町議会議員を退任することになりました。

平成21年4月に町議会議員に初当選してから2期8年、町民の皆様や先輩、同僚議員の皆様、町長初め職員の皆様のお力を借りながら仕事をさせていただきました。感謝の気持ちでいっぱいでございます。8年間、私なりに仕事をさせていただきました。ありがとうございました。

柴田町の発展や町民の皆様のご要望にどれだけ貢献できたかはわかりませんが、これからは一町民として、今までの経験を生かしながら、様々な地域活動を行いながら、柴田町の発展のために少しでも貢献できればと、体力の続く限り続けていきたいと思っております。

最後になりますが、柴田町のますますの発展と議員の皆様、町長、職員の皆様の今後のご活躍をお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 勇退されます議員の方々、長年の議員活動、大変ご苦労さまでございました。

私からも挨拶を申し上げます。

〔議長 登壇〕

○議長（加藤克明君） 平成5年から町民の皆様のご支持をいただき、6期24年議員を務め、皆様とともに町政発展のために全力を尽くしてまいりました。

幸いに同僚議員、町長等から多年にわたり格別のご支援、ご協力、ご指導賜り、議員として任を果たすことができたものと思う次第でございます。

柴田町の今後一層の発展と町民の皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。

なお、本会議も本日をもって任期最後の議会となると思いますので、議長として御礼を兼ねて一言ご挨拶を申し上げます。

顧みますと、4年前、卓越された我妻議長の後を受け、平成25年4月から議員各位のご支援、ご推挙をいただき柴田町議会議長に就任させていただきました。ちょうど柴田町議会基本条例が施行されたときでもあり、以来、町民の福祉増進のため議会活動の活性化に取り組み、また円滑な議会運営に努めてまいりました。同僚議員の皆様からは、温かいご支援、ご協力を賜り、おかげさまをもちまして議長の重責を果たすことができました。大変ありがとうございます。

改めて、皆様にご心から感謝と御礼を申し上げますとともに、皆様には十分ご自愛の上、町政発展のためにご精励くださいますようお願い申し上げます、緊張した議長としての挨拶を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成28年度柴田町議会2月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

まず初めに、このたび任期満了を期に後進に道を譲られご勇退なされます3人の方々に、心から御礼を申し上げます。

加藤克明議員におかれましては、平成5年4月の当選以来6期24年在職され、総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長を歴任し、平成25年4月の柴田町議会基本条例の施行と同時に議長になられ、町民に信頼される存在感のある議会を築くため、町民と協働し、真の自治を実現をすることに意を配して邁進されてこられました。

特に、争いごとが起きて町政が混乱することのないよう、事前に多くの人の意見を聞き心を配る調整役を果たしていただき、本当にありがとうございました。

我妻弘国議員におかれましては、平成13年4月当選以来4期16年在職され、文教厚生、総務、産業建設の各常任委員会委員長を務められ、平成21年4月からは議長として、特に平成23年3月11日に発生し未曾有の被害をもたらした東日本大震災の苦難をも乗り越えてこられました。また、平成25年4月からは監査委員も歴任され、多用な視点から建設的なご指導を賜りました。

ある新聞記者の言葉が忘れられません。「我妻議員さんは、柴田町議会のリトマス試験紙役、その客観的な判断が議会の方向性を決めている」というものでございました。私も常々そう思っていたところです。

佐々木守議員におかれましては、平成21年4月の当選以来2期8年在職され、産業建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長を歴任され、特にこれまでのご自身の経験から見た観光振興に関しましては、誰よりも情熱にあふれ、鋭い視点から持続可能な観光業として成り立つ観光政策を提案していただきました。常に痛いところを突かれていると私は思っております。

3人の皆様におかれましては、きょうまで長年にわたり、町政発展と町民福祉の向上にご貢献いただきましたこと、改めて町民の皆様にかわり、心から御礼申し上げます。とともに、一町民として、今後も柴田町町政、柴田町議会に対しご支援いただきますようお願い申し上げます。

さて、今回の会議では、2月20日の開会から本日まで11日間にわたり、本会議、予算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議を賜りました。提案申し上げました人事案件1件、町道路線の変更、認定2件、条例改正3件、指定管理者の指定1件、平成28年度各種会計補正予算7件、平成29年度各種会計予算7件、請負契約案件4件の追加議案を含めた25案件全てにおきまして、いずれも原案のとおり可決いただきましたこと、まことにありがとうございました。

特に、一般会計予算が東日本大震災後の平成23年度予算を除き、私にとっては初めて全会一致で可決をしていただきましたことに、こころから御礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、一般質問では、13人の議員の皆様から22問86項目の内容で提案をいただきました。一般質問で提案されましたことにつきましては、真摯に受けとめながら、町民の皆さんの心配や不安に寄り添いながら、できるところから取り組んでまいります。

平成29年度は地方財政対策を踏まえ、堅実な財政運営に努めながら、柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく、世界に開かれた柴田町を目指すインバウンド政策やフットパス構想の推進、歩道新設工事などの社会インフラの整備、子ども医療費助成などの子育て支援施策

などを通して、美しく元気でにぎわいのあるまちづくりに邁進してまいります。

議員各位におかれましては、任期満了による柴田町議会議員一般選挙が来る3月26日に執行されるなど、何かと多忙な時節となりますので、お体には十分気をつけてご活躍いただきたいと思っております。つきましては、皆様おそろいで当選をいただき、引き続き自立した持続可能な「花のまち柴田」の実現に向けて、ともに前進させていただければというふうに思っております。心から議員各位のご当選をご祈念申し上げ、会議の閉会に当たり御礼のご挨拶とさせていただきますと思っております。

4年間、本当にありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これで本日の会議を閉じますが、議長からご紹介いたしますので、ご起立をいただきたいと思っております。

それでは会計課、相原会計管理者兼課長。財政課、宮城課長。税務課、関場課長。町民環境課、鎌田課長。上下水道課、畑山課長。

このたび、相原健一会計管理者兼会計課長、宮城利郎財政課長、関場孝夫税務課長、鎌田和夫町民環境課長、畑山義彦上下水道課長、5名の皆様は3月末日をもって退職となります。

議場の皆さんにおかれましては、大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思っております。

〔拍手〕

○議長（加藤克明君） 大変ありがとうございました。ご苦労さまでございました。お座りください。

私も最後の最後で議長という職権じゃないんですけれども、ここで同僚議員、故星吉郎君に黙禱をささげたいと思っておりますので、ご起立をお願い申し上げます。黙禱。

〔黙禱〕

○議長（加藤克明君） お直りください。

ありがとうございました。

これをもって平成28年度柴田町議会2月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時28分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月2日

議 長 加 藤 克 明

署名議員 10番 佐々木 守

署名議員 11番 広 沢 真